

瀬戸市訓令第3号

本 庁
公 所

瀬戸市公印取扱規程（昭和56年瀬戸市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の使用)</p> <p>第3条 公印の押印を求めようとする者（以下「公印使用者」という。）は、<u>文書管理システム（瀬戸市文書取扱規程（平成13年瀬戸市訓令第4号）第2条第5号に規定する文書管理システムをいう。以下この条において同じ。）による公印審査依頼を行うものとし、公印の押印を求める文書を管守者に提示し、管守者の承認を受けなければならない。ただし、文書管理システムによる公印審査依頼を行わない場合は、公印使用者は、押印する文書に原議又は証拠書類を添えて管守者に提示し、管守者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 管守者は、前項の承認を<u>するときは、文書管理システムによる公印使用の承認手続をしたうえで、公印使用者に公印を使用させることができる。ただし、同項ただし書の場合は、管守者は、原議又は証拠書類に承認印を押したうえで、公印使用者に公印を使用させることができる。</u></p> <p>3 <省略></p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第3条 公印の押印を求めようとする者（以下「公印使用者」という。）は、<u>押印する文書に原議又は証拠書類を添えて管守者に提示し、管守者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 管守者は、前項の承認を<u>したときは、原議又は証拠書類に承認印を押したうえで、公印使用者に公印を使用させることができる。</u></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。